

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第5号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第19条中「8時間」を「同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間」に改める。

第23条第1項第1号中「満2年」を「満1年」に改める。

第27条第2項を次のように改める。

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の75（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第27条第4項中「給与月額」とあるのは「給与月額」を「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」に、「）を加算」を「。以下「職務段階別加算額等」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額等を加算」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（休職者等の給与の改正に伴う経過措置）

- 2 この条例による改正後の第23条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の第23条第1項第1号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定

める。